

## 各種無料相談

### ●行政相談

**日時** 1月18日(水) 10時～15時  
**場所** 役場3階 総合相談室  
**問合せ** 地域支援課 地域支援・人権推進担当  
 ☎62-2152

### ●法律相談

**日時** 1月17日(火) 13時30分～15時50分  
**場所** 役場204会議室 予約制 先着7人  
**問合せ** 地域支援課 地域支援・人権推進担当  
 ☎62-2152

### ●迷惑相談

**日時** 月～水曜日 8時30分～17時15分  
**場所** 役場2階 総務課内相談室 電話相談可  
**問合せ** 地域支援課 地域支援・人権推進担当  
 ☎62-2152

### ●消費生活相談

**日時** 毎週月・火・木・金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～12時、13時～16時  
**場所** 役場1階 消費生活相談室(企業支援課課内)  
**問合せ** 企業支援課 ☎62-0720

※上記相談窓口のほか、消費生活支援センター川越（☎049-247-0888）でも相談を受付けています。

### ●教育相談

**日時** 毎週金曜日 15時～  
**場所** 役場3階 総合相談室  
**問合せ** こども課 学校教育担当 ☎62-0823

### ●子育て相談

**日時** 毎週水曜日 10時～12時  
**場所** おもちゃ図書館内（旧菅谷幼稚園）  
**問合せ** こども課 こども担当 ☎62-0823

### ●行政書士による相続に関する無料相談会

相続に関する相談会です。申し込みは相談日に直接会場でお受けします

**日時** 2月4日(土) 10時～12時  
**場所** ステーションホールアイプラザ武蔵嵐山駅  
**問合せ** 埼玉県行政書士会 東松山支部  
 ☎62-2622 宮田

### ●税理士による所得税の還付無料相談

2月1日(水)から15日(水)までの間、年収600万円以下の方を対象に、所得税の還付申告書の作成を無料でを行います。ご希望の方は税理士会事務所へ事前に電話連絡の上、税理士事務所をおたずねください。

**対象者** ①年金受給者の方 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の中途中で退職された方  
**問合せ** 関東信越税理士会東松山支部 事務局  
 時間10時～15時 ☎25-2670

## 消費者コーナー

消費生活センター ☎62-0720(企業支援課内)  
 (毎週月・火・木・金曜日 10時～12時・13時～16時)

### 消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

#### 利殖商法の二次被害にご注意！

【事例1】以前、商品先物取引での損害を被った。取引会社が倒産してしまい、投資額は戻らず、諦めていたところ、別会社から「海外の銀行に取引会社の隠し財産が見つかったので返金できる。これには成功報酬を供託金として事前に払ってほしい。申込みは先着順」と電話があった。信用できるだろうか。(60代 男性)  
 【事例2】国内の先物取引で損をしたことがある。「弁護士事務所」と名乗るところから電話が来て、「先物取引で損をしたことがあるか」と聞かれ、「取り戻せる」と言われた。本当だろうか。(70代 男性)  
 上記のような相談が増加しています。先物取引の他にも社債や未公開株などの被害に遭った消費者を対象に「被害を回復する」と勧誘して手数料などを支払わせる「二次被害」の手口と考えられます。また、最近破綻した安愚楽牧場と契約していた人に対し、被害を回復すると騙り、別の金融商品を勧める手口も発生しており、これも「二次被害」と言えます。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ①すでに倒産した会社からお金を取戻せたという事例はありません。手数料などの名目で金銭を要求され、支払い後に業者と連絡がつかなくなるなど、さらに被害が拡大する可能性があります。「被害金を取り戻す」、「隠し財産が見つかった」などの言葉に騙されないようにしましょう。
- ②廃業した会社の関係者を名乗り、その会社と取引があった消費者を対象に勧誘するケースがみられます。過去の取引情報や個人情報は何らかの理由で流出しているおそれがあります。過去に被害に遭った人は特に注意が必要です。
- ③弁護士事務所や調査事務所を名乗ったり、あたかも実在しそうな協会や支援団体を紹介して、消費者に信頼できそうな印象を与えて勧誘する場合もあるので注意が必要です。不用意に紹介された協会や団体に連絡してはいけません。  
 なお、弁護士以外の者が返金請求などに関与することは、弁護士法に違反するおそれがあります。相手の言葉をすぐに信用してお金を支払わないようにしてください。
- ④被害に遭ったかなと思ったら、上記消費生活センターへご相談ください。

## 嵐山町の医療費状況

問合せ  
 町民課 保険年金担当 ☎62-2154

### 平成23年9月の加入者及び医療費状況（9月末人口：18,701人）

	加入者(人)	前月比(人)	人口に対する加入率	総医療費(円)	1人当り医療費(円)	前月比	医科入院の1件当り医療費(円) (県平均)	医科入院外の1件当り医療費(円) (県平均)
国保(一般)	4,965	-16	26.5%	101,320,066	20,407	102.8%	430,498 (489,402)	15,160 (13,194)
国保(退職※1)	585	10	3.1%	11,875,650	20,300	85.6%	193,168 (513,794)	19,400 (14,610)

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳までの被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方とその方に扶養されている方が該当です。

#### ◆◆◆ 退職者医療制度について ◆◆◆

国民健康保険には、厚生年金や各種共済年金などの年金を受けられている方で、その加入期間が20年以上、若しくは40歳になってから10年以上の加入期間がある方が対象となる「退職者医療制度」があります。65歳未満の退職被保険者とその被扶養者が65歳に達するまでの間は、退職者医療制度の対象者となります。

この制度の該当者の医療費は、保険税と職場の健康保険などが出し合う「拠出金」によってまかなわれており、制度に該当するにも関わらず、一般国保被保険者のままで医療機関を受診すると、本来、職場の健康保険などから支払われるべき医療費も国保の負担となってしまいます。

この制度の該当者の自己負担割合は一般国保と同じ3割ですが、上記のような仕組みから、国保を適正に運営していくためにも、対象となる方は町民課保険年金担当まで届け出をお願いいたします。届け出の際は、受給している年金証書、国保の保険証及び印鑑が必要となります。

### 年金のご相談について

例年、川越年金事務所では年末から春先にかけて、お客様の来訪が増加傾向にあり、混雑が予想されます。年金のご相談は、比較的待ち時間の少ない時間帯や「街角の年金相談センター川越（オフィス）」をご利用くださるようお願いいたします。

#### 【川越年金事務所】

待ち時間ピーク時間帯： 10：30～14：30  
 待ち時間の少ない時間帯： 8：30～9：30、15：00～

所在地：川越市脇田本町15-13 東上パールビル3階 ☎049-242-2291

#### 【街角の年金相談センター川越（オフィス）】

本年7月に開設されました「街角の年金相談センター川越（オフィス）」では電話予約による来訪相談を行っております。年金事務所と同様のご相談を受けることができ、お待ちすることがない完全予約制となっておりますので是非ご利用ください。

※お電話による年金相談は受け付けておりませんのでご注意ください。  
 ※年金証書、振込通知書等の再発行は行えません。ご希望の方は後日送付となりますので予めご了承ください。

所在地：川越市脇田本町16-23 川越駅前ビル8階  
 予約申込電話番号：049-291-2820 電話受付時間：8:30～17:15  
 (土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)